

生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯です。
- 3 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借り入れはできません。
- 4 生活保護受給世帯は貸付対象になりません。
- 5 本人が暴力団員である場合、また世帯に暴力団員がいる場合は貸付できません。
- 6 世帯につき一回の申込みです。複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金してもらいます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯とします。
- 7 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要です（本人の住所、氏名、生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードが必要となります。
※身分証明書等をお持ちでない場合は、改めてご準備のうえ申込手続きにお越しく下さい。
- 8 借り入れを希望する本人が申込手続きを行います。新型コロナウイルス感染症への罹患や罹患への濃厚接触により申込みに来れない場合、親族等による代理申請が可能です。その際は、通常必要書類のほか、借入申込者の委任状（任意様式で結構ですが双方の住所、氏名、押印が必要）及び代理申請者の本人確認書類の提出が必要になります。
- 9 借入上限額は10万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は20万円とします。
 - (1) 世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上いるとき
 - (4) 世帯員に、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した学校に通う子ども、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
 - (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - (6) 以上のほか、特に資金の貸付が必要であると認められるとき

- 10 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 11 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。
- 12 虚偽などの不正が認められた場合、申込書は受理しません。申込受付後の場合、貸付は不承認とします。貸付後の場合、貸付金を全額返金していただきます。
- 13 申込受付後、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。貸付決定後は、通知書を送付しますので、内容についてご確認ください。また、貸付不承認の場合、特に通知はありません。提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
- 14 貸付決定後、貸付金は所定口座（本人名義）へ振込みます。申込日から金融機関の営業日で5日程度かかりますので、ご了承ください。なお、ネット銀行口座への振込みはできません。また、10日以上経過しても送金がない場合は貸付不承認となったものと理解してください。
- 15 償還（返済）について、据置期間は1年以内、償還（返済）期間は2年以内となります。希望により早めの償還、または一括償還等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
- 【参考】償還期間2年（24か月）の場合の償還月額
借入金額10万円の場合・・・月額4,160円（最終回は4,320円）
借入金額20万円の場合・・・月額8,330円（最終回は8,410円）
- 16 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利5%、令和2年4月1日以降3%）が発生します。
- 17 資金を借り受けた者は、住所、氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
- 18 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 19 借入申込時、また貸付後に脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応します。